

【表面：許可・届出共通】

※色塗り箇所については変更がある項目のみ記載してください。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。
(宛先)
吹田市保健所長

① 年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

②

営業（許可申請・営業届出）事項変更届

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則厚生労働省のオープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。
☐ 届出者住所 ☐ 届出者氏名 ☐ 施設の所在地 ☐ 施設の名称 ☐ 施設の電話番号 ☐ その他（ ）

③

※吹田市の情報提供（オープンデータ含む）において「施設の電話番号」を公開することに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 ☐
（注）許可申請者氏名、許可施設の所在地及び許可施設の名称については、チェックの有無に関わらず吹田市のオープンデータとして公開します。

申請者・届出者情報	郵便番号：④	電話番号：⑤	FAX番号：⑥	
	電子メールアドレス：⑦		法人番号：⑧	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 ⑨			
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ⑩		(生年月日)※法人の場合は記載不要 ⑪ 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：⑫	電話番号：⑬	FAX番号：⑭	
	電子メールアドレス：⑮			
	施設の所在地 吹田市 ⑯			
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号 ⑰			
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。 ⑱	資格の種類 ⑲ 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 ⑳ 受講年月日 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 ㉑		自由記載 ㉒	
	自動販売機の型番 ㉓		業態	
	HACCPの取組 ㉔ ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
	就業 た種 情に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ㉕		☐
		輸出食品取扱施設 ※この届出等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出等の要件確認等のために使用します。 ㉖		☐
営業 届出	営業の形態		備考	
	1 ㉗	㉘		
	2			
担当 者	(ふりがな) 担当者氏名 ㉙		電話番号 ㉚	
	備考 ㉛		受付	

【裏面:許可のみ】

申請者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ※「生食用食肉取扱者設置(変更)届」も別途必要	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)		登録年月日及び登録番号	
ふぐ処理登録者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐	
	☐ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	1	吹田市指令健衛第 号 年 月 日		
	2	吹田市指令健衛第 号 年 月 日		
	3	吹田市指令健衛第 号 年 月 日		
	4	吹田市指令健衛第 号 年 月 日		
許可証	書換え交付		☐ 有 ☐ 無	
備考				

営業届出事項変更届の記入事項

※色塗り箇所については変更がある項目のみ記載してください。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

- ① 届出日を記載してください。
- ② 営業届出に○をつけてください。
- ③ 営業届情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則厚生労働省のオープンデータとして公開します。申請者の氏名等の公開に不都合がある場合はチェック(☑)してください。

また、吹田市の情報提供(オープンデータ含む)において「施設の電話番号」を公開することに不都合がある場合は、チェック(☑)してください。

- ④ 届出者の郵便番号を記載してください。
- ⑤ 届出者の電話番号を記載してください。
- ⑥ 届出者のFAX番号を記載してください。
- ⑦ 届出者の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑧ 届出者が法人の場合は、法人番号を記載してください。
- ⑨ 届出者の住所(所在地)を記載してください。
- ⑩ 届出者の氏名を記載してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑪ 届出者の生年月日を記載してください。※法人の場合は不要です。
- ⑫ 営業施設の郵便番号を記載してください。
- ⑬ 営業施設の電話番号を記載してください。
- ⑭ 営業施設のFAX番号を記載してください。
- ⑮ 営業施設の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑯ 営業施設の所在地を記載してください。
- ⑰ 営業施設の名称、屋号又は商号を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑱ 営業施設の食品衛生責任者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。講習会受講前の場合は受講予定者の氏名を記載してください。

※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者は除きます。

- ⑲ 食品衛生責任者の資格に○をつけてください。
(※食監:食品衛生監視員、食管:食品衛生管理者、調:調理師、製:製菓衛生師、栄:栄養士、船舶:船舶料理士、と畜:と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第10条に規定する作業衛生責任者、食鳥:食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第12条に規定する食鳥処理衛生管理者)
- ⑳ ⑲以外で都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講

した場合は、講習会の名称、受講年月日を記載してください。

- ②① 営業施設で取り扱う主な食品、添加物等について、日本標準商品分類を参照して記載してください。

(参考)日本標準商品分類 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/30>

※器具又は容器包装の場合は、合成樹脂製のものに限ります。合成樹脂製以外の場合は、営業届の手続は必要ありません。

- ②② ②①の食品、添加物等について補足があれば記載してください。
- ②③ 「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に関する申請等の場合は、手続の取扱い(営業許可申請又は営業届)を判断するために、自動販売機の型番を記載してください。
- ②④ 営業施設の HACCP の取組について記載してください。
- ②⑤ 営業施設が指定成分等含有食品を取り扱う場合はチェック(☑)してください。
- ②⑥ 営業施設が輸出食品を取り扱う場合はチェック(☑)してください。
- ②⑦ 食品の届出業に該当する営業がある場合は、届出業における営業の形態を記載してください。
- ②⑧ ②⑦について補足があれば記載してください。また、自動車において営業をする場合は、自動車登録番号を記載してください。
- ②⑨ 営業施設の担当者の氏名を記載してください。
- ③⑩ 営業施設の担当者の電話番号を記載してください。
- ③⑪ 補足があれば記載してください。

※自動車営業・露店営業の場合は、主な営業場所を記入してください。

【表面：許可・届出共通】

記入例(法人・営業届：届出者氏名・食品衛生責任者変更の場合)

〇〇年 〇月 〇日

※色塗り箇所については変更がある項目のみ記載してください。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。
(宛先)
吹田市保健所長

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

営業(許可申請・**営業届出**)事項変更届

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則厚生労働省のオープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。
☐ 届出者住所 ☐ 届出者氏名 ☐ 施設の所在地 ☐ 施設の名称 ☐ 施設の電話番号 ☐ その他()

※吹田市の情報提供(オープンデータ含む)において「施設の電話番号」を公開することに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 ☐
(注)許可申請者氏名、許可施設の所在地及び許可施設の名称については、チェックの有無に関わらず吹田市のオープンデータとして公開します。

申請者・届出者情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： suita@△△△.jp	法人番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇		
	(ふりがな) かぶしがいいすいたん すいた たろう		(生年月日) ※法人の場合は記載不要
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社すいたん 吹田 太郎		年 月 日生
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： suitan@△△△.jp		
	施設の所在地 吹田市〇〇町〇丁目〇-〇		
	(ふりがな) すいたんまーけっと		
	施設の名称、屋号又は商号 すいたんマーケット		
	(ふりがな) すいた じろう	資格の種類	食管・食監・ 調 ・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 受講年月日 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組 ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
就業 た種 情に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この届出等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出等の要件確認等のために使用します。		☐
営業 届出	営業の形態		備考
	1	総合スーパー	
	2		
	3		
担当 者	(ふりがな) すいた じろう 担当者氏名 吹田 次郎	電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	受付
	備考		

【裏面：許可のみ】

申請者情報	法第55条第2項関係			該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐	
営業施設情報	令第13条第1項第1号の食品			たもの)	
	□①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)				
	(ふりがな) 食品衛生法第13条第1項第1号の食品			日	
	使用水 ① 水道水 ② ☐				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐			生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ※「生食用食肉取扱者設置(変更)届」も別途必要 ☐	
	ふぐの処理を行う施設 ☐			☐	
	(ふりがな)				
	ふぐ処理登録者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合			登録年月日 及び登録番号	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐				
	☐ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 ☐				
	☐ ☐				
	☐ ☐				
営業許可業種	許可番号及び許可年月日			営業の種類	備考
	1	吹田市指令健衛第 号 年 月 日			
	2	吹田市指令健衛第 号 年 月 日			
	3	吹田市指令健衛第 号 年 月 日			
	4	吹田市指令健衛第 号 年 月 日			
許可証	書換え交付			☐ 有 ☐ 無	
備考					